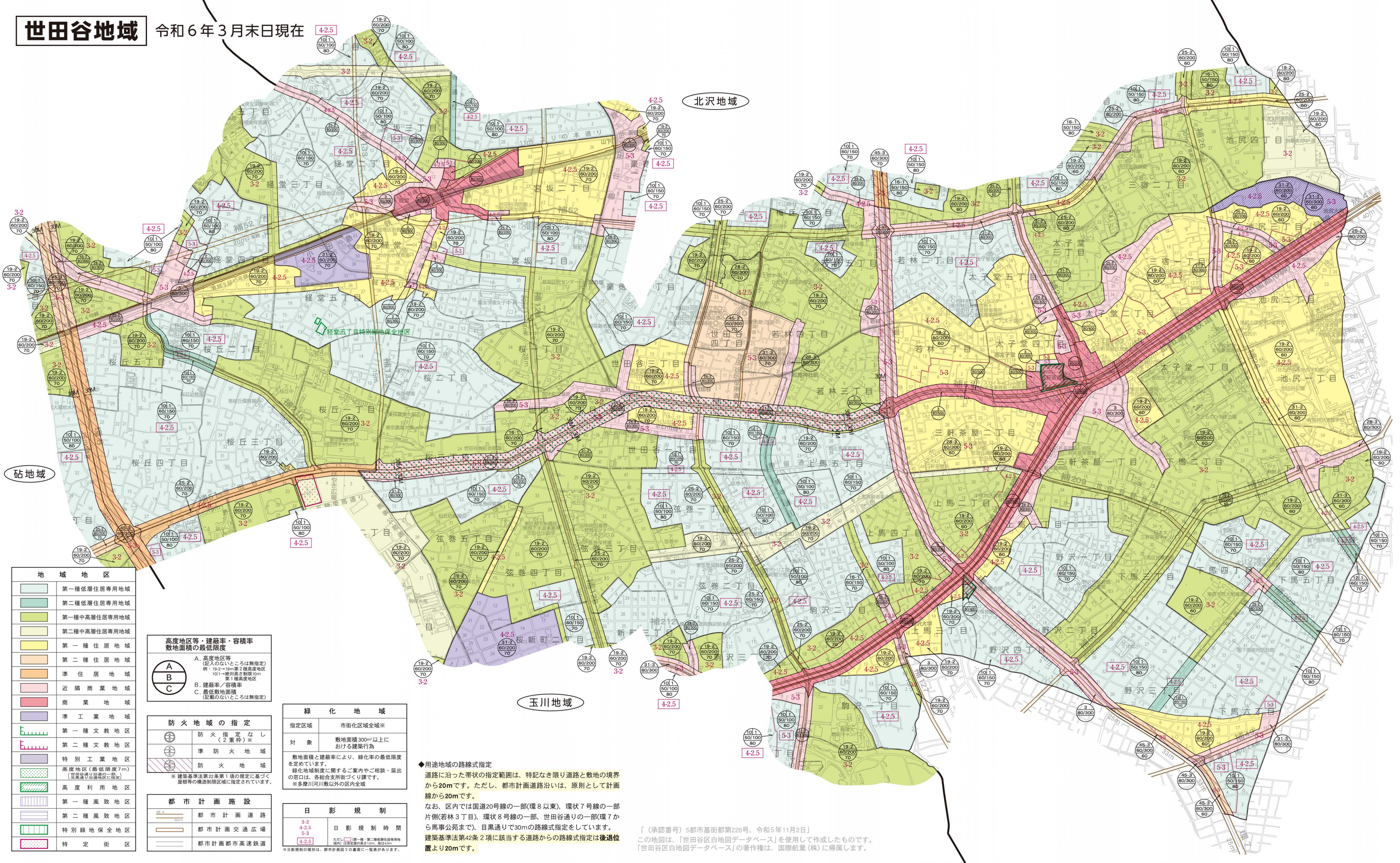


# 世田谷地域

令和6年3月末日現在



地域地区	説明
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	第一種文教地区
	第二種文教地区
	特別工業地区
	高度地区(最低限度7m) (世田谷区は指定なし)
	高度利用地区
	第一種風致地区
	第二種風致地区
	特別緑地保全地区
	特定街区

高度地区等・建蔽率・容積率 敷地面積の最低限度	
A	高度地区等 (記入のないところは無指定) 例: 19-2→19m第2種高度地区 101-1→絶対高さ制限10m 第1種高度地区
B	建蔽率/容積率
C	最低敷地面積 (記載のないところは無指定)

防火地域の指定	
	防火指定なし (2重枠)※
	準防火地域
	防火地域

※建築基準法第22条第1項の規定に基づく屋根等の構造制限区域に指定されています。

都市計画施設	
	都市計画道路
	都市計画交通広場
	都市計画都市高速鉄道

緑化地域	
指定区域	市街化区域全域※
対象	敷地面積300㎡以上における建築行為

敷地面積と建蔽率により、緑化率の最低限度を定めています。  
緑化地域制度に関するご案内やご相談・届出の窓口は、各総合支所街づくり課です。  
※多摩川河川敷以外の区内全域

日影規制	
3-2	日影規制時間
4-2.5	
5-3	

ただし、(第一種・第二種)準住居専用地域内は指定高さ15m、他は40m

※日影規制の種類は、都市計画図2の裏面に一覧表があります。

◆用途地域の路線式指定  
道路に沿った帯状の指定範囲は、特記なき限り道路と敷地の境界から20mです。ただし、都市計画道路沿いは、原則として計画線から20mです。  
なお、区内では国道20号線の一部(環8以東)、環状7号線の一部(若林3丁目)、環状8号線の一部、世田谷通りの一部(環7から馬事公苑まで)、目黒通りで30mの路線式指定をしています。  
建築基準法第42条第2項に該当する道路からの路線式指定は後退位置より20mです。

【承認番号】5都市基街都第226号、令和5年11月2日  
この地図は、「世田谷区白地図データベース」を使用して作成したものです。  
「世田谷区白地図データベース」の著作権は、国際航業(株)に帰属します。